

今日の行政書士試験は、平成11年のいわゆる地方分権一括法の施行による行政書士法の改正に伴い、指定試験機関の制度が導入され、これに基づいて平成12年4月に行政書士試験研究センターが設立されたことによって、毎年度実施されているものです。

本センターは、この指定試験機関として、都道府県知事の委任を受け試験事務を実施するとともに、行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度について調査研究を行うことを目的としています。

本センターは、この趣旨に基づき、設立以来今日まで、数多くの行政書士試験の受験申込者に対し、毎年度の試験を円滑かつ適切に実施してまいりました。

この間、複雑・多様化する社会情勢や高度情報社会の進展、規制緩和の推進など行政書士を取り巻く環境が大きく変化し、行政書士の役割が増大するのに伴い、行政書士業務の遂行に必要な法令の改正や行政書士の業務に関し必要な知識及び能力に対応するため試験制度の見直しが行われてきました。

我が国においては、今後、高齢者人口の増大と少子化による人口減少社会の急速な進行や国際化の一層の進展によって生じる様々な課題を解決するため、革新的な技術の進展とその活用とも相まって効率的で便性の高い行政基盤を確立し、もって持続可能な社会を実現することが求められています。

こうした大きな時代の変革期にあって、行政書士は、様々な行政手続きにおいて、幅広い知識と経験によって国民の要請に的確に応えることが期待されています。

今後とも、本センターは、国民と行政の架け橋となるのに相応しい行政書士の人材を確保するため、厳正かつ公正な試験実施に努め、各位の信頼に応えてまいり所存です。

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 望月 達史